第１章　令和３年度における主な取組み

１　子ども・若者の育成と自立に向けた支援

（１）子ども知事室

やまがたの未来を担う子ども達が､知事と直接話をする機会を持つことにより、県政や県の事業に関心を持ち、ふるさと“やまがた”を理解する一助とするために「子ども知事室」を実施するもの。

県内の小学校５･６年生を対象に参加者を募集し､抽選で選ばれた児童が参加。知事との懇談の時間では、例年次々と質問が出され、知事と県内の小学生が意見を交換する貴重な場となっている。

今年度は､新型コロナウイルス感染症の影響により､規模を縮小して開催した。

【令和３年度実施内容】

日時：令和３年８月２日（月）、８月５日（木）
参加人数：県内４地域各２名ずつ２日間　合計１６名
場所：県庁
内容：「一日知事」の辞令交付・記念撮影、知事との懇談

「子ども知事室」の開催

（２）青少年健全育成県民運動の展開

◇大人が変われば子どもも変わる県民運動（平成 12 年～）

子ども達が事件や事故に関わり､犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子ども達を地域社会全体で見守り育むための健全な社会環境づくりを推進するもの。

【主な内容】

①あいさつ・見守り運動～子どもを家庭・地域で育てよう！～
オアシス（おはよう、ありがとう、失礼します、すみません）運動、見守り活動等

②モラル・マナーの向上運動～大人が子どもの手本となろう！～
ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、交通ルール・マナーを守る、公共の場のマナーを守る等

③子どもを事故や犯罪等から守る運動～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～
地域の危険箇所の点検や子ども達のたまり場の見回り、有害環境の浄化活動、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等のメディア活用のルール周知等

◇“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動（平成 25 年度～）

いじめ・非行の防止・根絶に向け、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが連携し、学校と地域が車の両輪となって活動を展開することで、県民に「いじめ・非行をなくそう」という意識の醸成を図るもの。

地域における啓発活動実施の様子

【令和３年度の主な成果】

①　小・中学校・特別支援学校の児童・生徒を対象とする取組み

◆標語の募集・周知

県内の全小・中学校及び特別支援学校の児童生徒にいじめ防止標語を募集したところ、県全体で、333 校から 55,093 通の応募があり、県内 4 地区毎に優秀標語を選定した。

＜令和３年度優秀標語＞

村山地区	いじめ菌　コロナといっしょに　ふっ飛ばそう！ （県立村山特別支援学校中学部　３年　小座間（おざま）　翔英（しょうえい）さん 作）
最上地区	つながろう　今こそ心は　ノーディスタンス （舟形町立舟形小学校　５年　沼澤（ぬまざわ）　直太（なおた）さん 作）
置賜地区	悩んだら　ためこまないで　まず相談 （飯豊町立飯豊中学校　３年　舘石（たていし）　柚葵（ゆずき）さん 作）
庄内地区	認めあおう　違いは「個性」　十人十色 （鶴岡市立櫛引中学校　３年　渡部（わたなべ）　ひよりさん 作）

②　高等学校の生徒を対象とする取組み

◆いじめ防止スローガンの作成

県内の全高等学校にいじめ防止スローガンの作成を呼びかけたところ、県・市立高校 50 校、私立高校５校において、スローガンが作成された。

◆ポスターのデザイン作成

県内の高校生に“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の普及啓発用ポスターのデザインを募集。合計で８点の応募があり、選考の結果、右記の作品が優秀作品に輝いた。

県立鶴岡南高校通信制の課程３年
齋藤　涼羽さん 作

③　「いじめ・非行防止セミナー」の開催

山形県青少年健全育成県民大会（令和３年 10 月 31 日（日））の場で実施。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、オンラインで開催した。

第 60 回少年の主張大会で最優秀を受賞した小国町立叶水中学校３年の野崎さよ子さんによる発表はビデオを上映。「一歩踏み出す」と題し、東日本大震災による避難生活の中でも、大胆でポジティブな行動で前に進む母の姿に力を得て、失敗を恐れずに踏み出していくとの思いが語られた。

事例発表では、酒田市青少年を伸ばそう市民会議の取組みを紹介した。児童・生徒と地域の大人の対話会など、学校・保護者・地域が一体となって様々な活動をしている様子が伝えられた。

基調講演では、情報モラル教育、スマホ・インターネットの正しい使い方等を専門に講演や啓発活動を行っている一般社団法人ソーシャルメディア研究会チーフ技術指導員の竹内義博氏が、「スマホ世代の子供たちのために大人たちが

できること～ with コロナの時代に向けて ～」と題し講演。子ども達のスマホ利用の現状やＳＮＳでのいじめ、ネットを介した出会いで起きる被害などについて大規模なアンケート調査の結果をもとに解説し、これからは「正しく怖がり、賢く使う」方法を指導していく必要があると説いた。

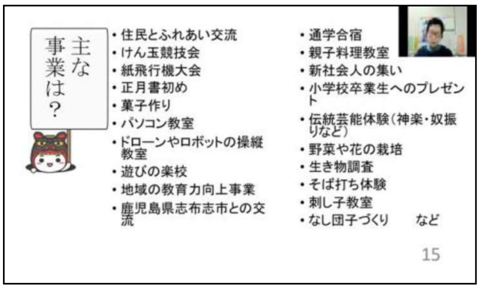

酒田市青少年を伸ばそう市民会議の事例発表

竹内義博氏（左）によるオンライン講演

④　各地域における運動の展開

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限されることもあったが、感染拡大防止に注意し、県内の各地域において、街頭や学校での普及啓発活動や、いじめ・非行防止のための対話会の開催等、地域の実情に応じた様々な取組みが展開された。

学校での啓発活動

児童・生徒と地域の大人の対話会

（３）インターネット環境に関する取組み

◇「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」

令和３年 11 月 24 日（水）、県庁講堂にて、青少年育成団体、保護者団体、関係行政機関等を対象に、山形大学学術研究院准教授の加納寛子氏を招いた研修会をオンラインにて開催した。

情報があふれるインターネット社会で、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に惑わされず、正しい知識を持って子ども達の見本となる大人の存在が、ネットいじめやネットトラブルの防止において重要であると説いた。

インターネット研修会

講師の加納寛子氏

（４）有害環境浄化の取組み

①　遊技営業等

◇カラオケボックス

カラオケボックスは、営業が深夜に及ぶことや密室性が高いことから、青少年の飲酒、喫煙、不健全性的行為などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例を一部改正（平成21年４月１日施行）し、カラオケボックスへの青少年の深夜（午後11時～午前４時）入場の制限を規定したほか、県カラオケスタジオ協会に対してボックス内の外部からの見通しの確保等について依頼した。

同協会では、青少年の非行・犯罪被害防止のため、年齢確認の徹底、未成年者の喫煙・飲酒等の防止強化の意思確認を行ったほか、自主規制措置として16歳未満は午後６時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間と定めている。

◇インターネットカフェ

インターネットカフェは、青少年のインターネット利用による有害情報の閲覧や、薬物犯罪、わいせつ犯罪などの場所として利用されるケース等が懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックスと同様に深夜入場の制限を規定しているほか、「県インターネットカフェ事業者等連絡会」と連携し、経営者等と意思疎通を図って青少年の非行・犯罪被害防止を強化している。

◇ゲームセンター

ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５号に該当する営業を除く。）については、県青少年健全育成条例において、青少年の深夜（午後 11 時～午前４時）入場の制限を規定している。

本県では、「日本アミューズメント産業協会施設営業事業部」と連携し、夜間入場の制限の徹底を図るとともに飲酒・喫煙の防止等についても強化している。

②　深夜スーパー（コンビニエンスストア等）

深夜スーパーのうちコンビニエンスストアは、青少年による酒、煙草の購入や有害図書の閲覧等のほか、深夜等に店内や駐車場が「たまり場」となることが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、コンビニエンスストア等深夜営業施設の従業員等は、深夜に店舗内及び店舗敷地内にいる青少年に対して帰宅を促す努力義務を規定している。

県警察本部に事務局を置く、各コンビニエンスストア本部等で構成した「山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会」では、強盗、万引き等の犯罪被害防止対策の向上を図るほか、年齢確認の徹底等による青少年への酒類、煙草の販売禁止の強化にも取り組んでいる。

また、ノンアルコール飲料については20歳未満の者への飲酒を誘発するおそれがあるとし、県小売酒販組合において酒類と同等の扱いとすると規定したことを受け、県内コンビニエンスストアにおいても酒類として扱い、年齢確認の

励行に努めて20歳未満の者への販売は行わないことを決定している。(平成24年11月27日「青少年のための環境づくり懇談会」)

③　図書およびビデオ取扱店

県青少年健全育成条例では、著しく性的感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を助長する図書類のほか、犯罪・自殺を誘発する図書類について有害図書類として指定し、青少年への閲覧、販売等を禁止している。

また、大量に出回る残忍なゲームソフトやわいせつ性の高いアダルト映像等に対応するため、県青少年健全育成条例に基づく「図書類の内容を審査する団体の指定」を導入し、各ジャンルの自主規制団体が『成人指定』又は『18歳以上対象』等と判断したものについては、県内においては有害図書類とみなすこととした。

現在、審査団体として指定されているのは下記の４団体である。

○「特定非営利法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称：ＣＥＲＯ）」
家庭用ゲームソフトを審査する団体

○「(一社) コンピュータソフトウェア倫理機構（略称：ソフ倫)」
パソコン用ゲームソフトを審査する団体

○「(一社) 映像倫理機構（略称：映像倫)」　アダルトＤＶＤ等を審査する団体

○「(一社) 日本コンテンツ審査センター」　アダルトＤＶＤ等を審査する団体
※上記「映像倫理機構」が平成28年１月１日付けで組織改編を行い、名称変更されたことから、新たな団体として指定した。

（５）インターネット上の有害情報

①　現状

近年､スマートフォンや携帯型ゲーム機などのインターネット接続機器が急速に普及し、全国的に青少年のインターネット利用によるトラブルやＳＮＳ（※１）に起因した犯罪被害の増加が問題となっている。

このような被害児童のうちの多くが被害当時フィルタリング（※２）を利用していない現状にあり、青少年が自身の裸等をスマートフォン等で撮影し、メール等で送らされる「自画撮り被害」や悪意ある大人から言葉巧みに誘い出され、わいせつ目的で誘拐される事件が山形県でも発生している。

令和３年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施した情報端末の使用状況及び学校における指導状況の定期調査では､インターネットに接続できる機器の所有率は、アンケートに回答した全児童生徒のうち小学生で 81.2％（携帯電話（スマートフォンを含む。）は 36.7％)、中学生で 94.8％（同 70.9％）まで普及しているものの、有害サイト等への接続を防ぐフィルタリングの設定率は、小学生で 38.2％（１年生を除く。)、中学生で 51.3％となっている。

※１　ＳＮＳとは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

※２　フィルタリングとは､インターネット上の有害情報の閲覧を制限するソフトウェアやサービスのこと。

②　対策

県では「山形県青少年健全育成条例」を一部改正（平成 31 年３月 15 日公布、令和元年７月１日施行）し、携帯電話販売事業者及び販売代理店に対し、フィルタリングの必要性･内容等が記載された説明書の交付を義務づけ、フィルタリングが不要と判断した保護者に対する不要申出書の提出義務を課すとともに､青少年に裸等の画像を要求する行為を規制したほか､携帯電話販売事業者等に立入調査を行えることとした。（令和３年：立入数 48 件、指導件数０件）

また、「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」をオンライン開催し、山形大学学術研究院准教授加納寛子氏による「スマホと SNS に関する子どもたちの諸問題への対処について～「ネットいじめ」を防ぐためにできること～３つのアンコンシャス・バイアス」と題する講演会を実施するなど、参加者に青少年を取り巻くインターネット環境やトラブルに巻き込まれる危険性､その予防策等を学ぶ機会を設け､ネットリテラシー教育の充実とペアレンタルコントロール(保護者による管理)による対応の推進を図った。

③　福祉犯の検挙と被害の状況

（単位：人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙件数	47	61	44	32	32
検挙人員	31	40	31	21	24
被害者数	25	33	27	22	30

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被害者総数	25	33	27	22	30
児童買春	3	4	2	1	0

	児童ポルノ	11	14	13	10	8
	うち自画撮り	8	4	3	4	1
	育成条例	2	11	12	4	15
	その他	9	4	0	7	7
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被害者総数		25	33	27	22	30
	SNS 利用	16	21	14	7	6
	構成比	64.0%	63.6%	51.9%	31.8%	20.0%

資料：山形県警察本部

※　福祉犯の被害児童数は30名で、うちＳＮＳ利用に起因する被害児童は６名と、全体の20.0%であった。

※　福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪（児童買春・児童ポルノ法違反、青少年健全育成条例違反など）をいう。

（６）深夜遊技施設及び図書類取扱い店等への立入調査状況

①　深夜遊技営業等

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター等の深夜遊技営業等営業者に対し、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、青少年の深夜立入り規制の履行状況及び同規制に関わる表示が適切に掲示されているか等を確認し、不備な点のある店舗に対しては、その都度指導し改善を図っている。

②　図書類取扱い店

青少年に有害と認められる図書類については、山形県青少年健全育成審議会に諮問し、有害図書類として指定している。書店・コンビニエンスストア・ゲームソフト販売店等の図書類取扱い店に対しては、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、有害図書類等の区分陳列の状況等について確認している。

令和３年の立入調査実施状況

種　別	対象箇所数	立入調査回数	指導回数
カラオケボックス	31	13	2
インターネットカフェ	5	3	0
ゲームセンター(コーナー)	18	7	0
コンビニエンスストア	475	539	154
書店	86	56	4
レンタルビデオ・DVD 店	24	16	2
その他(複合店等)	5	1	0
図書類自動販売機	12	15	3
ゲームソフト販売店	11	3	0
計	667	653	165

※　対象箇所数は、令和４年２月末現在の把握数

【参考】

危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例を制定

1　条例の制定 　本県においても危険ドラッグが原因とみられる交通事故等が発生していたことから、危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例として「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を制定し、平成 28 年４月１日から施行されている。
２　条例の特徴 　条例では、法律の規制が及んでいない薬物について所持、使用等の規制を行い、違反者には最高で２年の懲役または 100 万円の罰金が科せられる。 　また、行政、県民、事業者のそれぞれに責務や役割を定め、啓発や情報提供など様々な面で連携・協力し、薬物の乱用防止を図ることとした。